

農薬使用時のチェックリスト

チェック項目	
① 散布に先だって	
	周辺住民に農薬散布日時を周知し、理解と協力を得る。
	いつ、どこで何に使うかなど使用計画をたてて購入する。
	毒物や劇物を購入するときは住所、氏名、職業等を記入し、捺印した譲受書により購入する。
	農薬登録を必ず確認する。
	タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備する。
	薬剤に見合った保護具を着用する。
② 散布にあたって	
	「農薬使用基準」を遵守する。（袋やラベルに記載されている使用方法を守る。）
	周辺の環境（人、収穫前の農産物、動物、魚など）に留意して、無風、晴天時に使用する。
	長時間の連続散布はやめ、2時間を限度に散布する。
③ 散布が終わったら	
	残液は、河川、水路、ため池に流さない。特に魚毒性の強い農薬の取扱いには気をつける。
	散布液を調整した使用済の用具など十分に洗う。
	農薬の空き瓶や空き袋は、安全適正に処理する。
	石鹸で身体や衣服をよく洗う。
	飲酒をひかえ、早めに休む。
④ 農薬の保管、管理	
	農薬は食品と区別して子供の手の届かない安全な所へ保管する。
	万一、盗難や紛失の時は、直ちに警察署へ届け出ること。
	農薬の他の容器に移しかえての保管は、誤飲や誤用の原因となるので絶対にしない。
	危険防止のため、原液を小分けして他人に譲渡しない。
	農薬は必要量その都度購入すること。